

広島県告示第二百八十九号

平成十六年広島県告示第七百八十七号（港湾法の規定による広島圏都市計画広島港臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書を広島県土木局空港港湾部港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表商港区の項中「一七四・四」を「一七四・三」に改め、同表無分区の項中「一一六・四」を「一一六・五」に改める。